

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料及び50年1月から同年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い、母の分と一緒に私の国民年金保険料も納付してくれていた。納期限に遅れることがあったものの、母は保険料を必ず納付するようにしていた。申立期間②については、定額保険料と合わせて付加保険料も納付してくれていたはずである。

申立期間①は定額保険料、申立期間②は付加保険料も含めた国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計12か月と短期間であり、申立人は、昭和61年4月に第3号被保険者になるまでの国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付済みである上、申立期間②前後の期間は付加保険料を含めて納付済みである。

また、申立期間当時、申立人と同居していた複数の親族はいずれも申立期間の国民年金保険料を納付済みである。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月18日にA市に対して一括して払い出された複数の手帳記号番号の一つであることが確認できる上、同払出簿に記載されている申立人の前後の任意加入被保険者に係るオンライン記録により確認できる加入日から、申立人の国民年金の加入手続は同年12月7日から同年12月10日までの間に行われたものと推認できることから、申立人の国民

年金の加入手続が行われたと推認できる時点においては、申立期間①の保険料は過年度納付、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能である。

加えて、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和 49 年 12 月以降、申立期間②を除く 52 年 12 月までの期間に係る保険料については、付加保険料も含めて納付済みとされていることが確認できることから、申立期間②においても付加保険料を含めて保険料を納付していたものと推認できる。

なお、付加保険料に関しては、制度上、遡及して納付することができないことから、申立人の加入手続が行われる以前の申立期間①については同保険料を納付することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東北（福島）国民年金 事案 1832

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年3月まで
妻が昭和51年9月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付も行っていった。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、昭和52年7月11日に同名簿が作成された旨記載されていること、及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号より前の番号が付与された被保険者で、同年6月15日に任意加入で被保険者資格を取得している者がいることから、申立人の国民年金の加入手続きは同年6月15日から同年7月11日までの間に行われたものと考えられるところ、その時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であった。

また、申立人の国民年金加入後の国民年金保険料納付状況は、上記国民年金被保険者名簿によれば、昭和52年度の保険料は免除申請を行いながらも納期限内に納付されている上、納付日が確認できる月の保険料は全て納期限内に納付されていることが確認できること、及び申立人の保険料を納付したとする申立人の妻の保険料納付状況も、納付日が確認できる月の保険料は全て納期限内に納付されていることが確認できることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年2月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社本社における資格取得日に係る記録を昭和34年4月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年2月15日から同年3月1日まで
② 昭和34年4月28日から同年6月1日まで

夫は、A株式会社に昭和25年6月16日から60年5月24日まで継続して勤務していたが、同社内で転勤した時期の一部が厚生年金保険の被保険者記録から抜けているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、申立人の妻が提出した社員身上調書及び同僚の証言から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（A株式会社本社から同社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社員身上調書の職務事項発令日欄によると、「昭和 32 年 2 月、B 事業所 C 担当」と記載されており、昭和 32 年 2 月から A 株式会社 B 事業所に勤務したことがうかがえるところ、オンライン記録における同社本社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 33 年 2 月 15 日となっていることから、同社 B 事業所における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 事業所に係る昭和 33 年 3 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、上記社員身上調書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が A 株式会社に継続して勤務し（A 株式会社 B 事業所から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記社員身上調書の職務事項発令日欄によると、「昭和 34 年 4 月、D 事業所 C 担当主任」（A 株式会社本社の所在地は E 市）と記載されており、昭和 34 年 4 月から A 株式会社本社に勤務していたことがうかがえるところ、オンライン記録における同社 B 事業所の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 4 月 28 日となっていることから、同社本社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社本社に係る昭和 34 年 6 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（福島）厚生年金 事案 3214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年1月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、47年10月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3215

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

夫は、昭和29年にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、56年12月に関連会社のD株式会社（現在は、E株式会社）に異動するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にF県G市からH県I市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社J事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 36 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3220

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月31日から同年8月1日まで

B職として、C社（現在は、D社）が経営するE事業所（厚生年金保険の適用事業所名称は、A事業所）に勤務していたが、勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

昭和39年8月1日にE事業所からF事業所（厚生年金保険の適用事業所名称は、C社）に勤務先が変わったものの、継続してB職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社からの回答及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はC社が経営する事業所に継続して勤務し（E事業所からF事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社は、申立人がE事業所からF事業所に異動したのは昭和39年8月1日であったと推察できる旨を回答していることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失時（昭和39年7月31日）

の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、D社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1831

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から同年10月まで

私は20歳になった平成10年*月に国民年金に加入した後、国民年金保険料が未納であるとの知らせが届いたため、兄と一緒に社会保険事務所（当時）に出向き、申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成10年*月に国民年金の被保険者となり、翌年の4月までには兄と一緒に社会保険事務所に出向いて申立期間に係る国民年金保険料を現金で納付した。」旨主張していることから、申立人が納付したとする保険料は現年度保険料に該当するものとみられるところ、申立期間当時において当該保険料は、制度上、社会保険事務所で納付することはできないことから、申立人の主張は当時の納付方法と符合しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付金額及び納付回数等についての記憶が明確ではない上、申立人の兄から聴取しても、申立人と一緒に社会保険事務所に出向いた記憶がある旨の証言が得られたものの、それ以外のことは何も覚えていないとしており、当時の保険料の納付状況を確認することはできない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によれば、申立期間は未納期間となっており、当該記録はオンライン記録とも一致しているところ、申立期間は、電子計算機による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が図られていた期間であるとともに、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録（未統合記録）が生ずる可能性が減少したことを踏まえると、申立期間に係る記録漏れや記録誤りがあったとは考えにくい。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1833

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から平成2年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から平成2年11月まで
私は、父親から申立期間に係る国民年金保険料を平成2年頃一括して納付したと聞いている。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によれば、申立人は、昭和57年8月22日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、平成4年8月27日にA市に一括して払い出された複数の手帳記号番号の一つであること、及びオンライン記録によれば、前述の被保険者資格の取得については同年12月14日に処理が行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年12月頃行われ、その際に被保険者資格の取得日も申立人が20歳に到達した昭和57年*月*日とされたものと推認されるが、加入手続が行われたと推認される時点において、申立期間の大部分に当たる平成2年10月以前の期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間は100か月であり、これだけの長期間の記録管理を行政が続けて誤るとは考え難い上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（CSVデータ）においても、申立期間の国民年金保険料は未納とされている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から53年11月まで
私は、昭和51年11月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を銀行の窓口で毎月納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していた根拠となる資料として、昭和54年度国民年金保険料納付通知書及び同年度の国民年金保険料領収書を提出しているものの、同資料は、いずれも申立期間とは別の期間に係る国民年金保険料の納付を示すものであることから、同資料によって直ちに申立人が申立期間の保険料を納付していたと判断することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月31日にA市で払い出されていることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人は53年12月21日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことが確認できる。これらのことから、申立人に係る国民年金加入手続は、同年12月21日に任意加入により行われたものと推認され、同加入手続が行われる前の申立期間は未加入期間であって、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1835（宮城国民年金事案 306 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から48年12月まで

私は、30歳ぐらいのとき、長男の予防接種を受けるためにA市B支所（当時）に行き、国民年金の加入手続をし、オレンジ色の国民年金手帳をもらった。国民年金保険料は400円ぐらいで、同支所に納付書と現金を持参して納付し、手帳にはシールを貼っていた（又はスタンプを押していた）記憶がある。

前回の第三者委員会の回答に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金（任意）加入手続を行ったのは、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿から昭和50年4月10日頃と確認でき、任意加入については、加入手続の日から遡って資格取得をすることができないことから、申立期間の国民年金保険料は納付できないものと考えられること、ii) 申立人は41年1月25日以降住所を変更したことが無く、国民年金の加入手続は1回のみで、国民年金手帳もオレンジ色の手帳のみ所持していたとしており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成20年8月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人から、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、第三者委員会の回答に納得できない旨主張しているが、これは年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 4 月 15 日まで
私は、申立期間についてA事業所に勤務していた。入社して何か月か後に会社から厚生年金保険の被保険者証を頂いた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書並びに複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していないことが確認できる。

また、A事業所は、「申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除の状況が分かる資料については保存しておらず、申立期間当時全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたかは不明である。」と回答している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の被保険者資格取得者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
私は、申立期間は、株式会社A（現在は、B株式会社）C出張所に臨時社員として現地採用され、D作業所でE業務をしていた。入社時に総務担当者から厚生年金保険に加入するよう説明され加入した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社AのC出張所でD作業所に勤務していたと述べているところ、B株式会社は、「社史には、年表中作業実績欄に昭和 32 年F作業との記載がある。」と回答している上、申立人は、作業所の配置及びG市内にあったとする事務所の所在地を詳細に記憶していることから、申立人が同出張所に勤務していたことはいかかえ。

しかしながら、B株式会社は、「現在、会社で保管している社会保険関係書類及び社員名簿等に申立人の記録は無く、申立人の勤務実態は不明である。なお、申立期間当時、作業場所、現地の事務所で直庸作業員として勤務していた者は、厚生年金保険に加入させていなかったことから、事務担当者も含め、作業場所の現地採用者は全て厚生年金保険に加入させていなかったと推測され、申立人はそのケースに該当する可能性がある。」旨回答している。

また、株式会社Aの複数の元社員は、「申立期間当時、厚生年金保険への加入は正社員のみであり、現地採用の作業員等は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答している。

さらに、株式会社Aの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立期間の前後（昭和 29 年 10 月から 34 年 11 月まで）の被保険者資格取得者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、上司及び同僚について姓のみしか記憶していないため、人物を特定することができないことから、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記憶する姓でかつ申立期間に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者及び昭和32年6月前後に被保険者資格を取得している者のうち所在が確認できた者8人に照会したところ、回答があった5人はいずれも申立人を知らないとしており、申立人の勤務実態等について具体的な証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年5月から同年10月1日まで
② 昭和19年5月から同年10月1日まで

私は、父と一緒に、昭和18年5月から同年9月末まではA地区にあったB株式会社（現在は、株式会社C）D作業所に、また、19年5月から同年9月末までは同じ地区内にあった同社E作業所に勤務したので、申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当時の仕事内容、同僚及び勤務先の状況等について具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、B株式会社D作業所及び同社E作業所に勤務していたことがうかがえる。

また、申立人及び株式会社Cは、申立期間当時、F県におけるB株式会社の事業所はG支店のみであり、A地区に作業所があった場合、同社G支店が管轄していたと思われるとしている。

しかしながら、株式会社Cは、F県において最初にB株式会社で厚生年金保険の適用事業所となったのは同社本社H事務所であることから、当該事業所が同社G支店の前身であったと思われると回答しているところ、オンライン記録によると、同社本社H事務所は、昭和19年6月1日（年金給付対象期間の施行日は昭和19年10月1日）に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①及び②を通じて一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和19年10月1日にB株式会社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該被保険者名簿において、申立人、申立人が両期間を通じて一緒に勤務したと

する申立人の父親及び申立人が申立期間②と一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、株式会社Cは、同社が保管している昭和18年の従業員名簿に申立人の名前は見当たらないほか、当該従業員名簿以外に申立期間①及び②に係る資料は無いとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3218（宮城厚生年金事案 471 及び 769 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月10日から同年9月26日まで

私は、昭和36年9月25日にA株式会社を退職したと記憶しているが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年8月10日となっていることに納得できない。

厚生年金保険料は、退職するまで継続して給料から控除されていたので、当該事業所の担当者が意識的にずさんな処理を行ったと考えられる。

また、申立期間は長女が生まれたばかりで健康保険に入っていないことはあり得ず、厚生年金保険にも同時に加入していたと考えられる。

再度、同僚の証言及び「確認書」の調査等をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける資料が無いこと、複数の同僚からも在籍期間について確たる証言を得ることができないことなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年2月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、A株式会社の担当者がずさんな処理を行ったと考えられ、また、申立期間は長女が生まれたばかりで診療等が必要な時期であり健康保険に入っていないことはあり得ず、厚生年金保険にも同時に加入していたはずだと主張し再申立てを行っているが、社会保険事務所（当時）が昭和36年9月26日に実施した標準報酬適否調査において、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日並びに標準報酬月額について訂正が行われていないことから、同社C事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（マイクロフィルム）に記録されている申立人の資格喪失日（昭和36年8月10日）が適正であったと推認できること、及び申立人は当該事業所の担当者がずさんな処理を行ったと主張している

が、これを裏付ける資料は無く、また、複数の同僚からも在籍期間について確たる証言を得ることができないことから、当該事業所の厚生年金保険の事務手続においてずさんな処理が行われた痕跡はうかがえないことなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づく平成21年8月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、複数の同僚の証言及び同僚の一人が記載した「確認書」についての再調査を主張し、再申立てを行っているが、これまでの年金記録確認B地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3219

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 1 月頃まで
私は、申立期間において、A株式会社B支店（現在は、株式会社C）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録に反映されていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B支店の所在地、仕事内容、同僚等を詳しく記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、株式会社Cでは、申立期間当時の厚生年金保険料控除等に係る関係資料は無い旨回答しており、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が一緒に勤務したとする同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、申立人の記録は確認できない上、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、採用当時、正社員ではなく臨時で採用された旨述べているところ、申立人の同僚の一人は、A株式会社に臨時で採用になった者及び試用期間中の者は厚生年金保険に加入していなかった旨述べている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。